

# テキスト「保育原理」における戦前の幼児教育に関する記載内容の分析 (1)

## —章構成と法令について—

On the pre-war early childhood education and care in the text “Principle of nursery care and education”  
—About chapter organization and laws and ordinances—

杉山 実加<sup>1</sup>

<sup>1</sup>白梅学園大学

Mika Sugiyama<sup>1</sup>

<sup>1</sup>Shiraume Gakuenn University

1-830 Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo, Japan 187-8570

キーワード：保育原理，幼児教育史，テキスト分析

Key words : Principle of nursery care and education, Early childhood education and care history,  
Analysis of textbooks

### 抄録

保育士養成課程の必修科目である「保育原理」では、保育の思想と歴史的変遷が教授内容に含まれているが、教授内容は具体的に規定されていない。そこで、本稿では2016年から現在まで（2017年10月時点）の間に出版された「保育原理」のテキストの記載内容を分析し、戦前の幼児教育についてどのような事項を教授内容として掲載しているかを明らかにする。まず分析の前提として戦前の幼児教育について記載されている章及び節について確認し、続いて法令に関する記載について分析を行う。

### 1. 研究目的と分析方法

保育士養成課程において、保育に関する歴史的変遷を学ぶ科目は「保育原理」をはじめ、「児童家庭福祉」「社会福祉」「保育内容総論」「乳児保育」「障害児保育」など多岐にわたる。

筆者は、保育士養成課程での必修科目で、戦前の幼児教育がどのように扱われているのか、すなわち、どのような歴史的事象や固有名詞が教科書に記載されているのかを分析することで、教授内容を把握することを目的に研究を進めている。

「保育原理」のテキストについて分析した中谷奈津子によれば、どのテキストでも保育の歴史についての記載があり、「教授内容が一定程度共通しているのではないかと推察された」とある<sup>[1]</sup>。しかし、中谷の研究はあくまでも目次に掲載された文言のみを分析対象としており、実際の記載内容については検討されていない。そのため各テキストに掲載された保育の歴史に関する内容が「一定程度共通」との推察の根拠は不十分である。そこで、本稿では戦前の幼児教育に関する記述内容を

分析し、取り上げられている歴史的事象の全体的な特徴を明らかにするとともに、各テキストの差異について検討する。今回は、分析の前提として戦前の幼児教育についての記載がある箇所の確認を行ったうえで、法令についての記載に注目して分析を行った。

本稿で分析対象としたのは表1に示した14冊である。書籍検索サイト Webcat Plus を用いて、「保育原理」をタイトルに含む書籍を検索した（2017年10月時点）。その内ワークシート形式の書籍を除き、2016年から2017年の間に出版された書籍（改訂版を含む）を対象とした。2016年に出版された書籍11冊、2017年10月までに出版された書籍3冊である。

分析方法は、まず各テキストの内容を確認し、1947年の「教育基本法」制定以前の幼児教育に関して記載されている箇所を抽出した。次に記載されていた法令の名称を抽出した。本稿での「法令」とは、規則や訓令等も含めるものとして表記する。各項目についてどの程度記載されているかの分析

は今後の課題とし、記載の有無を中心に分析を行った。なお、本稿では以下、各テキストについては名称を省略し、(1) というように通し番号で記載する。

表 1. 分析テキスト一覧

No.	テキスト名
(1)	吉見昌弘, 斎藤裕編著『はじめて学ぶ保育原理』(北大路書房, 2017年)
(2)	咲間まり子編『保育原理—はじめて保育の扉をひらくあなたへ—』(みらい, 2017年)
(3)	小泉裕子編著『保育原理—世界の保育者と共に—』(東洋館出版社, 2017年)
(4)	柴崎正行編著『保育原理の基礎と演習』(わかば社, 2016年)
(5)	柏原栄子, 渡辺のゆり編著『新 現代保育原理 [第2版]』(建帛社, 2016年)
(6)	田中正浩編著『保育の質を高める保育原理』(大学図書出版, 2016年)
(7)	佐藤康富編著『新しい保育原理』(大学図書出版, 2016年)
(8)	石橋哲成編著『コンパクト版保育者養成シリーズ 保育原理』(一藝社, 2016年)
(9)	池田隆英, 上田敏丈他編著『改訂 なぜからはじめる保育原理』(建帛社, 2016年)
(10)	吉田直哉編著『改訂版 保育原理の新基準』(三恵社, 2016年)
(11)	三宅茂夫編『新・保育原理 [第3版] —すばらしき保育の世界へ—』(みらい, 2016年)
(12)	豊田和子編『実践を創造する保育原理』(みらい, 2016年)
(13)	上野恭裕, 大橋喜美子編『現場の視点で学ぶ保育原理』(教育出版株式会社, 2016年)
(14)	大沼良子, 榎沢良彦編著『シードブック 改訂 保育原理』(建帛社, 2016年)

## 2. 記載箇所の傾向

各テキストで記載が確認できた箇所をまとめると、表2のとおりである。戦前の幼児教育について単独の章を設定していたのは(8)(9)(10)の3冊であった。その他のテキストでは、(2)の「第4章 わが国の保育の思想と歴史」のように戦前から戦後までを一つの章の中で扱う構成か、(4)の「第2章 保育の歴史」に見られるように、西洋と日本の保育の思想と歴史について扱う構成であった。この中で(13)だけは、他とは異なる形態を採っていた。同書では、幼稚園と保育所設立の歴史を第1章で取り上げ、第5章や第7章ではカリキュラムや子育て支援についての歴史の変遷について若干の記載が確認できた。そして、第10章では「これまでの保育思潮」として西洋と日本から数名ずつ著名な人物を取り上げて実践内容や業績を紹介している。こうした構成のために、戦前の幼児教育を扱う単独の節は設定されていない。

歴史を主に取り上げる章・節以外で戦前の幼児教育について言及があった部分としては、「保育」という用語の定義についての説明において、国内での「保育」という用語の登場等に言及したテキ

ストが6冊であった。さらに、「保育の内容」に関する章で戦前からの歴史の変遷を取り上げていたのは(5)(6)の2冊であった。(7)は、幼稚園と保育所設立過程の歴史の変遷を扱った章とは別の章で「保育制度」の歴史の変遷についてより詳細に解説した。

(3)のテキストでは、編者の小泉裕子が同書の特徴として「歴史から学ぶ保育原理の提案」を挙げている。実際に同書では、第2章の子ども理解に関する記述の中で倉橋惣三が1936年に出版した『育ての心』から倉橋の主張を引用して紹介している<sup>[2]</sup>。

以上のように、どのように戦前の幼児教育について取り上げるかには差異が見られたものの、大きく分類すると記載内容は次の4つに分けられる。①幼稚園・保育所設立の変遷、②制度史、③保育内容の変遷、④著名な実践家や理論家の紹介である。これらをどの程度扱うかはテキストによって異なる。本稿では、続いて制度史に関連して法令や建議についてどのような記載があったのかを分析した。

表 2. 戦前の幼児教育について言及のあった箇所

No.	章	節	項	その他 (項以下の小単元や資料)
1		幼保一元化の流れ (第2章 幼保一元化と認定こども園) 日本の保育の思想と歴史 (第8章 保育の思想と歴史)	保育所保育について (第1章 保育とは) 幼稚園について (第1章 保育とは)	
2		戦前の保育 (第4章 わが国の保育の思想と歴史)		
3		保育の思想 (わが国の保育制度と保育思想) (第3章 保育の思想)	保育の語義 (第1章 保育について)	倉橋惣三の「こころもち」 (第2章 子どもを理解する保育者のまなざし) カミの目的理解 (第2章 子どもを理解する保育者のまなざし)
4		日本の保育の歴史 (第2章 保育の歴史)		『育ての心』 (第1章 保育の目的)
5		保育内容の変遷 (第4章 保育のわらいと内容) 日本の保育を支えた人々 (第7章 幼児教育・保育を支えた人々に学ぶ)		フレールベルの遊び論 (第1章 保育とは)
6		幼稚園と託児所 (保育所) の幕開け (第3章 日本の保育思想と歴史) 大正から昭和にかけての保育と思想 (第3章 日本の保育思想と歴史)	「保育」という言葉の変遷 (第1章 保育の概念と意義) 保育の定義 (第1章 保育の概念と意義) 保育内容の変遷から保育内容を捉える (第5章 保育の内容) 「保育」の普及・展開期 (第5章 保育の内容) 保育の「自由」胎動期 (第5章 保育の内容)	保育・教育年表 (資料)
7		保育施設のはじまり (第4章 保育の歴史) 幼稚園のはじまり (第4章 保育の歴史) 我が国の保育制度の概略 (第6章 保育制度)		
8	日本の保育: 思想と歴史 (第13章)		「保育」という言葉の意味とその使用例 (第1章 保育とは何か)	
9	日本の保育の制度史 (戦前) (第11章)			
10	日本における保育の思想と実践の変容 (第3章)			
11		日本における保育の歴史 (第3章 保育の思想・歴史を学ぶ)		
12		幼稚園と託児所の誕生 (第6章 日本の保育の歩み) 幼稚園と託児所の歩み (第6章 日本の保育の歩み) 保育の歩みを支えた人びと (第6章 日本の保育の歩み)	幼稚園も保育所も—「保育」の理念— (第1章 保育とはなんだろう)	
13			幼保一体化と幼稚園・保育所の歴史 (第1章 保育施策の動向から見た日本の乳幼児教育) カリキュラムの歴史 (第5章 幼稚園と保育所のカリキュラム) 子育て支援の歴史 (第7章 子ども・子育て支援) 石井亮一 (第10章 これまでの保育思潮) 関信三 (第10章 これまでの保育思潮) 倉橋惣三 (第10章 これまでの保育思潮) 橋詰良一 (第10章 これまでの保育思潮)	
14		日本の幼稚園制度と保育内容の歴史 (第6章 保育思想・保育施設の歴史Ⅱ) 日本の保育所制度と保育内容の歴史 (第6章 保育思想・保育施設の歴史Ⅱ)	保育という語の歴史 (第1章 現代社会と保育)	

### 3. 法令に関する記載

全 14 冊のテキストの本文及び掲載表で名称の記載が確認できた法令は 44 件であった。各テキストでの記載有無を表 3 に示した。本文中に記載されていた場合は「○」、年表などに記載はあるが本文には記載なしの場合は「△」で表記した。

44 件の法令の中で最も古いものは 1869 年の「府県施政順序」、最も新しいものは 1945 年の「決戦措置要綱」である。全てのテキストに記載があったのは、1899 年「幼稚園保育及設備規程」と、1926 年「幼稚園令」のみであり、次いで 1872 年「学制」が 12 冊、1877 年「東京女子師範附属幼稚園規則」が 8 冊であった。

「幼稚園保育及設備規程」は、「幼稚園に関する最初の国家的基準」<sup>[3]</sup>、幼稚園が全国的に普及していく中で定められた「幼稚園保育の目的や内容などを定めた全国的基準」<sup>[4]</sup>として紹介されている。また、この規程において保育内容が「遊戯・唱歌・談話・手技」の 4 項目に整理されたことを取り上げたテキストが多い。(1) では、4 項目の最初に「遊戯」が置かれ、それまでの保育の中心

であった「恩物」の操作を含む「手技」が最後に置かれていることを指摘し、4 項目の位置づけから「当時の新しい方児教育の志向を読み取ることができる」というところまで解説している<sup>[5]</sup>。しかし、一部のテキストでは「規定」と誤表記されているものもあった<sup>[6]</sup>。

「幼稚園令」は、保育の歴史の変遷の中で「幼稚園教育について単独で取り扱われた最初の勅令」であり、1947 年の「学校教育法」制定まで幼稚園制度の基本となった重要な法令として全てのテキストで取り上げられていた<sup>[7]</sup>。

12 冊で記載が確認できた「学制」は、1876 年の東京女子師範学校附属幼稚園の開設の前史についての解説の中で取り上げられている。すなわち、公的に「幼稚小学」の設置が想定されたが、実際には開設には至らなかったことが紹介されている。そして、8 冊で記載が確認できた「東京女子師範学校附属幼稚園規則」については、対象とする幼児の年齢や保育時間、保育内容が「物品科」「美麗科」「知識科」の 3 つに分けられていたことが主に紹介されている。また規則の条文を引用して幼稚

園開設の趣旨について言及したテキストもあった。このように、同規則で規定された保育内容・方法を紹介しながら、これらが明治期において各地で開設される幼稚園のモデルとなったとして、東京女子師範学校附属幼稚園の開設が、国内の幼稚園の発展に大きな役割を担ったことが説明されている。

表 3. 法令の記載有無一覧

名称	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
府県施政順序	1869									○					
棄児養育米給与方	1871									○					
学制	1872	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
恤救規則	1874							○		○					
東京女子師範学校附属幼稚園規則	1877	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育令	1879	○	△				○		○	○					
改正教育令	1880						△								
刑法	1880									○					
小学校令	1886						△			○					
教育勅語	1890						△			○					
改正小学校令	1890									○					
高等学校令	1894						△								
民法	1898									○					
幼稚園保育及設備規程	1899	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高等女学校令	1899						△								
私立学校令	1899						△								
幼稚園制度ニ関スル建議書	1899							○							
感化法	1900									△					
改正小学校令	1900				○					△					
改正小学校令施行規則	1900				○										
学生生徒及幼児ノ身体検査規程	1900									△					
国定教科書制度	1903						△								
改正小学校令	1907									△					
小学校令施行規則 改正	1911									△					
工場法	1916									○	○				
東京市託児保育規定	1921						○	○	○	○				○	
旧土人児童教育規程	1922									○					
女職員ノ雇前雇後ニ於ケル休業ニ関スル件	1922									△					
盲学校令	1923									○					
聾啞学校令	1923									○					
幼稚園令	1926	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園令施行規則	1926		○											○	
救護法	1932	○								○					
児童虐待防止法	1933							○							
少年救護法	1933							○							
青年学校令	1935						△								
母子保護法	1937							○		○					
社会事業法	1938	○					○	○	○	○				○	
国家総動員法	1938		○				△			○					
国民学校令	1941			△			△			△	○				○
戦時託児所使用条令	1943						○								
戦時託児所設置基準	1943				○				○						
幼稚園閉鎖令	1944				○		○		○						
決戦措置要綱	1945									○					

以上のように、多くのテキストで掲載されている法令は幼稚園の設立と発展に関するものが中心であった。保育所の歴史、すなわち託児所に関する法令についてみると、昭和初期に量的拡大をみせる託児所が「福祉施設」として定義された1937

年「社会事業法」を取り上げたテキストは6冊のみであった。また法令に対する評価もテキストで異なる。(1)では、保育所が幼稚園とは異なる「児童の保護・育成施設」としてその地位を確立していくこととなる契機と評価され<sup>[8]</sup>、(6)でも託児所が「初めて法的に整えられた」とその法令の意義を評価している<sup>[9]</sup>。一方で(8)では『児童保護ヲ為ス事業』と述べられているにすぎなかった<sup>[10]</sup>、(9)では、「公的な補助を受ける福祉施設と定義された」と評価しながらも、「戦時体制における福祉施設の一元的な管理を目的とした制度改正」という側面があったことも指摘している<sup>[11]</sup>。

その他の保育所に関連する法令についての記載をみると、国内初の生活困窮者の公的救済の制度であった「恤救規則」を取り上げたテキストは2冊、託児所の保育内容や目的を規定した法令の一例として「東京市託児保育規定」について解説していたのは5冊であった。

児童福祉施設として保育所が位置付けられるのは戦後の1947年「児童福祉法」制定からであるため、戦前の託児所についての解説は法令や社会状況の解説よりも、「公立保育所」や「季節託児所」「工場付託児所」など、さまざまな託児所が設置されていたことの解説に重点を置くテキストが多く確認できた。

ここまで、全体的な傾向と特徴を確認してきたが、続いて各テキストの特徴に注目したい。

最も多くの法令が掲載されていたのは(9)で、年表中の記載のみのもも合わせると29件の掲載が確認できた。次いで(6)の19件、(7)の11件である。(9)は幼稚園・保育所の成立を「保育の制度史」という視点からまとめたために、他のテキストに比べて個別の地域や人物の実践への言及が少ないが、法令については「児童虐待防止法」や「府県施政順序」など、幼児期の子どもに関連する法令を幅広く取り上げた。(6)では「保育・教育年表」が掲載されており、(7)は成立史とは別の章で制度史について解説したために掲載数が多くなった。また、同書は他のテキストに比べて法令の原文を多く掲載していた。たとえば、他のテキストでは「幼稚園保育及設備規程」について「遊戯、唱歌、談話、手技」の4項目が設定されたと簡潔な解説で留まるところを、同書は各項目の内容までも原文のまま引用し史料として提示している。

一方で最も掲載法令数が少なかったテキストは

(11) の3件で、「東京女子師範学校附属幼稚園規則」「幼稚園保育及設備規程」「幼稚園令」のみであった。同書は歴史に関する記述が2ページに収められているため、必然的に記載内容が限定されたと考えられる。なお、それ以外のテキストでは4~8件の法令が掲載されていた。

#### 4. おわりに

本稿では「保育原理」のテキストで戦前の幼児教育がどのように扱われているのかを明らかにすることを目的に、掲載箇所の確認と法令の掲載内容の分析を行った。今回は法令に限定して各テキストの記載内容の比較を行ったが、その内容はテキストごとに異なっていることは明らかである。法令に関する記述は、歴史的変遷を制度史の観点からまとめるか、保育内容や設立過程の変遷からまとめるかによって扱う分量が大きく異なっていた。また、「保育原理」は保育士養成課程の必修科目であるが、託児所や児童養護に関係する事柄以上に、幼稚園の設置についての法令が多く扱われていた点は注目すべきであろう。

今後は、人物名称、固有名詞、図表の掲載についても分析を進め、「保育原理」で扱われている戦前の幼児教育の内容について明らかにしていく。

#### 引用文献

- [1]中谷奈津子. 保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容の分析. 社会問題研究. 2014, 63, p1-12.
- [2]小泉裕子編著. 保育原理—世界の保育者と共に—. 東洋館出版社, 2017, p2,19,26.
- [3]咲間まり子編. 保育原理—はじめて保育の扉をひらくあなたへ—. みらい, 2017, p50.
- [4]佐藤康富編著. 新しい保育原理. 大学図書出版, 2016, p44.
- [5]吉見昌弘ほか編著. はじめて学ぶ保育原理. 北大路書房, 2017, p140.
- [6]「規程」を「規定」と誤って表記していたテキストは14冊中5冊であった.
- [7]柴崎正行編著. 保育原理の基礎と演習. わかば社, 2016, p40.
- [8]前掲[5], p 29.
- [9]田中正浩編著. 保育の質を高める保育原理. 大学図書出版, 2016, p30.
- [10]石橋哲成編著. コンパクト版保育者養成シリーズ保育原理. 一藝社, 2016, p133.
- [11]池田隆英ほか編著. 改訂 なぜからはじめる保育原理. 建帛社, 2016, p95.

#### Abstract

On the "Principle of Nursery Care and Education" which is a compulsory course of the nursery teacher training course, although the teaching content and historical change are included in the content of the teaching, the content of the teaching is not specifically defined. Therefore, in this paper, I analyze the contents of the text of "Principle of Nursery Care and Education" published between 2016 and the present (as of October 2017), and posted what kind of matters concerning pre-war early childhood education and care as contents of teaching or not. First, I check chapters and clauses that are described about pre-war early childhood education and care as a premise of analysis. Next, I analyze statements on laws and ordinances.

(受付日: 2017年11月3日, 受理日: 2017年11月16日)

杉山 実加 (すぎやま みか)

現職: 白梅学園大学 発達臨床学科 助教